

令和3年度第3回古賀市補助金審査委員会 会議録（要点筆記）

【会議の名称】 第3回古賀市補助金審査委員会

【日時・場所】 令和3年11月9日（火） 10時30分～12時00分  
市役所第2庁舎402会議室

【主な議題】

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 委員長あいさつ
4. 諮問（資料1）
5. 審査要領の改正について（資料2）
6. 令和3年度個別補助金審査（資料3-1、3-2）
  - ① 風しん任意予防接種助成費補助金 <健康介護課>
  - ② 医療的ケア児在宅レスパイト事業補助金 <福祉課>
  - ③ 法人後見事業補助金 <福祉課>
7. その他
8. 閉会

【出席委員などの氏名】

委員：宗像優委員長、今村晃章副委員長、小河武文委員、貞光紀美子委員、山崎あづさ委員  
古賀市役所：田辺市長

事務局：（財政課）柴田武巳課長、村松央規係長、魚谷真仁主任主事  
（まちづくり推進課）北村俊明課長

関係課：（健康介護課）宮上洋子課長、斉藤宏聡係長、田代直子主事  
（福祉課）星野美香課長、澤木由久枝係長

【庶務担当部署名】

総務部 財政課 財政係

【委員に配布した資料の名称】

資料番号	名称
資料1	諮問書（写し）
資料2	審査要領 改正案
資料3-1	古賀市個別補助金 審査票

## 【会議の内容】

## ○審査要領の改正について

審査資料として担当課評価票を追加する。

審査項目を事業の公益性、事業の必要性、事業の効果の3点から審査とする。

## ○審査

補助金名称：風しん任意予防接種助成費補助金

開始年度：平成31年度

担当課：健康介護課

## &lt;質疑応答&gt;

(委員) 補助金としては適正であると思う。検査などの受診率はどうなっているか。

→ (健康介護課) 古賀市では妊婦には母子手帳を発行する際に、風しん予防接種についてのチラシを渡しており、ほぼ100%の方が血液検査を受けている。

(委員) 実績において、平成31年度から令和2年度に補助額が倍増しているのはなぜか。

→ (健康介護課) 平成31年度の中から開始した補助金であるため、倍増しているように見えている。また、抗体検査から1年後まで申請の猶予があることや、妊娠中は接種できないことから、事業開始から遅れて利用者が増えてきたという要因もある。

## &lt;委員のコメント&gt;

(委員) 適正に執行されている。

(委員) 事業に問題はない。周知を徹底してもれなく利用されるようにすることが重要。

(委員) 全国的な事業で規定も明確であり、補助額なども問題ない。社会的にも広がっていくことを期待し、未婚の方にも広がっていく動きがあるとより良い。

(委員) 引き続き実施していく意義がある。周知徹底を引き続きお願いしたい。

(委員) 特に問題はない。

補助金名称：医療的ケア児在宅レスパイト事業補助金

開始年度：平成31年度

担当課：福祉課

## &lt;質疑応答&gt;

(委員) 対象となり得る児童の把握はできているか。

→ (福祉課) 全員を把握はできていないが、対象となる方は訪問看護を利用するので訪問看護ステーションを通じてニーズは把握できている。

(委員) 平成31年度から令和2年度で交付件数が3件から6件に増え、金額も増加しており、令和3年度でさらに予算額が増えているがなぜか。

→ (福祉課) 平成31年度の中から事業が開始したため、令和2年度で増えているように見えて

いる。令和3年度でさらに増えているのは利用時間が増えてきていることと医療の発展により未熟児も増えている情勢でもあることから利用者1名増を見込んで予算計上している。

(委員) 担当課評価票であるよう利用者も増えており、一人当たりの利用時間も増えているということであるか。

→ (福祉課) そのとおりである。

(委員) 担当課評価票において効果として家族の負担軽減とあるが、具体的な例はあるか。

→ (福祉課) ケア児を預けている間に親が他の兄弟とゆっくり過ごす時間をとることができたなどの声をステーションのスタッフを通じて聞いている。

(委員) この補助は医療保険で利用できる訪問看護とは別のものか。サービス内容が異なるのか。

→ (福祉課) 医療保険での利用の上限を超えた部分を補助している。医療保険では利用時間に上限があるので、この補助を使うことで時間を延長して訪問看護を利用することができる。

#### <委員のコメント>

(委員) 医療の発展により在宅でケア児を見れるようになってきており、この補助があるからこそ在宅ケアが担保されるため、意義のある補助である。

(委員) 特に問題はない。

(委員) 特に問題はない。医学の発展により出来るようになったケアを、行政が経済的な負担だけでも減らすことが出来る取り組みであり意義のある補助金である。

(委員) 経済的負担をフォローできており、効果が高いと思われるので継続して欲しい。

(委員) 対象者にもれなく利用されるよう、より周知を徹底すること。さらに、利用者の声などを記録するなどしてより良い制度になるようにすると良い。

補助金名称：法人後見事業補助金

開始年度：令和2年度

担当課：福祉課

#### <質疑応答>

(委員) 市民後見人への報酬を出しているが、無償ではないのか。どのような雇用形態なのか。

→ (福祉課) 収支決算書では臨時職員給与として出している。雇用形態は把握していない。

(委員) 社協の臨時職員であれば、市民後見人と言えるのかという疑問がある。多くの市町村では基本無償であると聞いている。多少の謝金を出すところは増えてきているようであり、実費精算程度の金額であればいいと思うが、市民後見人を大事にする、育てていくという流れはどうなっているか。

→ (福祉課) 市民後見人の育成は令和2年度まで別途社協が行っていた。

(委員) 別途でやっているのであれば、この補助金の対象にしても良いのでは。

→ (福祉課) 令和2年度までは市が市民後見人を養成していたが、今年度から新規の育成は県の社協が行っており補助対象にはしていない。市としては実際に市民後見活動を続けるにはバックアップが必要なため、法人後見人として社協に携わってもらっている。

(委員) 法人後見人のバックアップ的な活動として市民後見人としてかかわっていくということか。

→（福祉課）法人後見人はこれまで30名ほど養成してきたが、実際に活動している人は10名もいない。養成した後見人のフォローアップはおこなっているが、やはりバックアップが必要となっている。

（委員）補助対象は社協のみか。他団体ではできないのか。

→（福祉課）法人後見事業を行っているのは市内で社協のみなので、今のところ社協のみを対象としている。

（委員）担当課評価票で効果を4にしているのはなぜか。

→（福祉課）令和2年度の法人後見の実績が元年度より減っており、利用者が増えていけばより良くなる余地があるということで4としている。

（委員）社協が権利擁護をやっていると思うが対象にはならないのか

→（福祉課）別事業として市から委託している。

#### <委員のコメント>

（委員）業務のわりに補助額が多く感じる。後見人が少ないという問題点は社会的な問題としてあると思うが、今後後見制度の利用者が増える想定であれば、人材育成やフォローアップ、専門家を入れてチームとしていくことなどの取り組みが必要になっていくと思う。社協が後見活動をしているのであれば後見人の人数を増やす体制づくりに力を入れることが大切。多額の補助をするのであれば、法人後見活動のみでなく、育成事業にも力を入れるべき。

（委員）資料では後見人を育成する事業がほぼ無いように見える。育成していく事業が重要である。

（委員）事業は問題ない。後見活動利用者が減っているとのことだが今後増えていったときに対応できる体制づくりが必要。

（委員）金額や用途は気になる。後見制度への理解促進や後見制度の適正な運用を期待したい。広報啓発などに力を入れて長い目で成果が出ることを期待。

（委員）補助対象となる事業が5事業あるので、どの部分が弱いかを見極めて、弱い部分に力を入れるべき。

#### ○その他

（事務局）次回11月22日は5件の審査を予定している。次回で今年度の審査は終了するため、次回答申のまとめ方を確認いただき、その後はメールなどで答申内容を確認いただきたいと考えている。再審査等がなければ第5回以降の委員会は開催しないこととしたい。